

広島県養蜂ガイドライン

平成 26 年 11 月
(一部改訂 令和 5 年 9 月)

広島県農林水産局畜産課

広島県養蜂ガイドライン

平成 26 年 11 月 14 日

広島県農林水産局畜産課

はじめに

広島県では、島しょ部のミカン、平野部のレンゲ、山間部のりょうぶ、そよごなど、多様な蜜源植物を利用して養蜂が行われています。また、養蜂は、蜂蜜、蜜ろう及びローヤルゼリー等の生産だけでなく、農作物等の花粉交配において重要な役割を果たしています。

県では、養蜂業の振興を図るため、蜜源植物の分布に配慮した蜂群の適正な配置調整や蜜蜂の病気に対する検査等の防疫業務を実施しています。

平成 24 年 6 月の養蜂振興法の改正により、平成 25 年 1 月 1 日から養蜂業者以外の趣味養蜂家等についても飼育状況の届出義務が課せられるとともに、蜜蜂の飼育者に対して蜜蜂の適切な管理が求められることとなりました。

具体的には蜜蜂の飼育者は、蜜蜂の飼養管理に十分に注意をして、腐虫（ふそ）病をはじめとした蜜蜂の病気のまん延防止に努める必要があります。

また、蜜蜂は半径 2～4 km の範囲から蜜を集めるといわれており、趣味で蜜蜂を飼育する場合においても、巣箱を設置する場所は、周辺に十分配慮して、住民や他の蜜蜂飼育者とのトラブルを起こさないよう注意が必要です。

今回、改正養蜂振興法の施行を受け、本県において蜜蜂の飼育を行う際の留意点等を取りまとめたガイドラインを策定しました。

県内で蜜蜂を飼育される場合は、養蜂振興法及び広島県みつばち転飼条例等の関係法令を遵守するとともに、本ガイドラインを参考に蜜蜂の飼育が適切に行われるよう御協力をお願いします。

目 次

1 蜜蜂の飼育を始める前に -----	3
(1) 蜜蜂のことをよく学びましょう	
(2) 飼育する場所が適切かどうか検討しましょう	
(3) 法律等に基づく手続きをしましょう	
2 蜜蜂の飼育に必要な手続き -----	4
(1) 蜜蜂飼育届	
(2) 転飼許可	
3 蜜蜂の飼育にあたっての留意点 -----	10
(1) マナーを守って飼育しましょう	
(2) 蜜蜂の病気に注意し、健康な蜂を飼いましょう	
(3) 蜂蜜を販売するときは	
4 その他 -----	13
(1) 養蜂に関する問合せ先	
(2) 参考資料	
(3) 飼育届・転飼申請に関するQ & A	
○ 様式集 -----	15
○ 法律・条例 -----	21

1 蜜蜂の飼育を始める前に

(1) 蜜蜂のことをよく学びましょう

近年、趣味などで養蜂を始める方が増えています。蜜蜂を購入する前に、養蜂に関する書籍や蜜蜂購入先の業者などから、蜜蜂の飼い方などを事前に情報収集してください。

なお、一般社団法人日本養蜂協会のホームページに養蜂マニュアルが掲載されていますので、参考にしてください。

(2) 飼育する場所が適切かどうか検討しましょう

住宅地の中や学校の通学路の付近などに巣箱を置くと、人を刺したり、ふんの害が発生する可能性があります。近隣の方とトラブルにならないよう、巣箱を置く場所には気を付ける必要があります。

また、蜜蜂は植物の花から蜜や花粉を収集しますが、地域の花の量（蜜源）には限りがあります。近くに他の飼育者が巣箱を置いている場合は、蜜源が競合し、お互いの損失となる可能性があります。状況によっては、飼育場所や群数などを当事者間で調整する必要があることを御了承ください。

(3) 法律等に基づく手続きをしましょう

蜜蜂を飼育する場合は、県知事へ飼育届の提出が義務付けられています。また、巣箱を移動させながら飼育する場合は、転飼許可が必要です。

それぞれの手続きを、次ページ以降に記載していますので、必ず行ってください。

2 蜜蜂の飼育に必要な手続き

(1) 蜜蜂飼育届

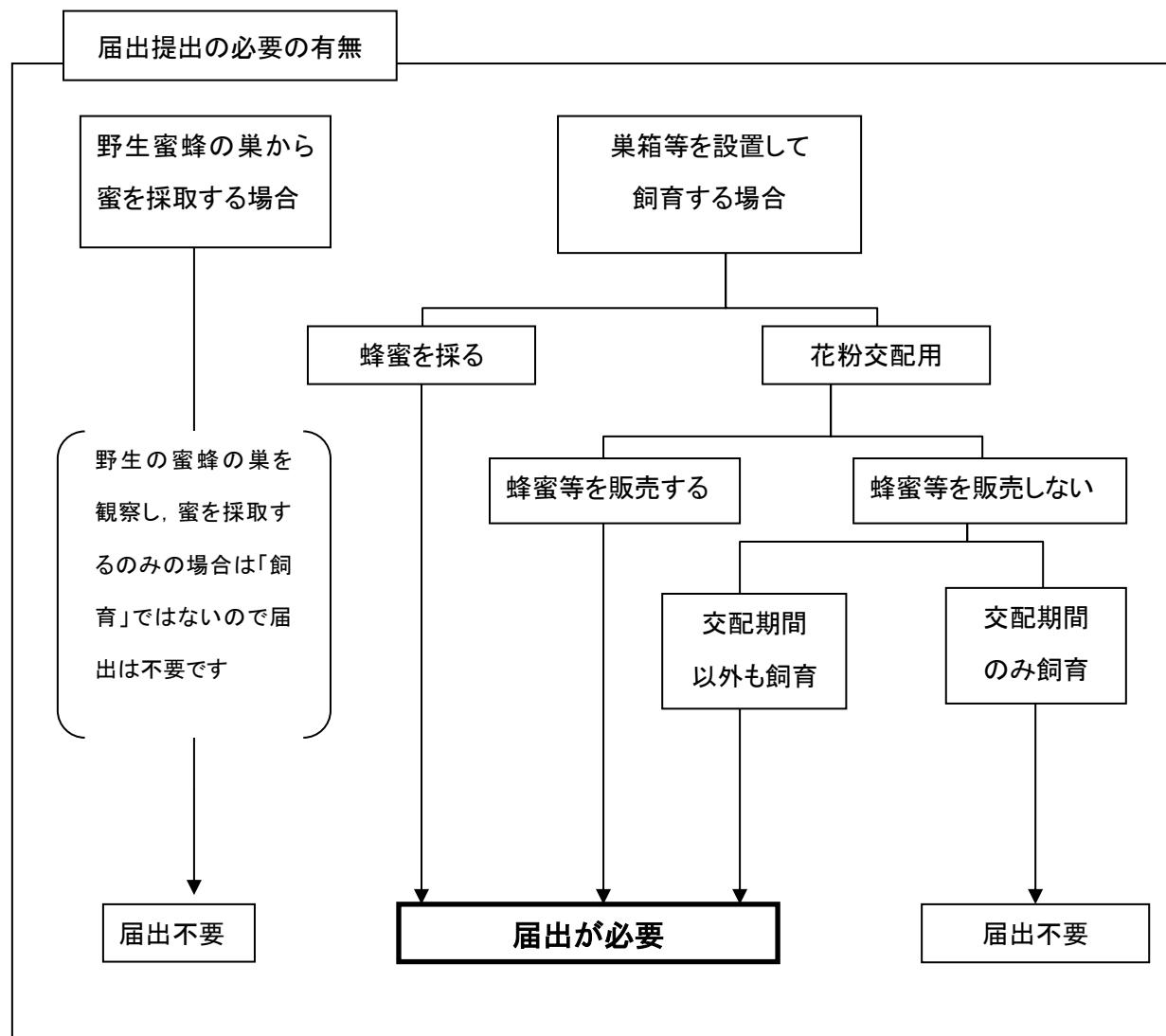
① 対象者

蜜蜂を飼育する場合は、養蜂振興法第3条第1項の規定に基づく届け出（15ページに様式掲載）が必要です。

提出された飼育届は、県内における蜜蜂の飼育状況を把握し転飼許可を行う際の蜂群の配置調整の参考になるとともに、伝染病のまん延防止対策等に活用します。

蜜蜂の「飼育」とは「蜂群、蜂蜜等に対し、所有または占有の意思を持つて、巣箱・巣洞等の設置、給餌の実施、投薬等の行為のいずれかを行うこと」を言います。セイヨウミツバチ、ニホンミツバチに関わりなく巣箱を設置して蜜蜂の飼育を行おうとする場合は、届出の対象となります。

なお、農作物の花粉交配のために花粉交配に必要な期間のみ蜜蜂を飼育する場合は、届出の対象外となります。



② 提出先

住所地を管轄する広島県畜産事務所に提出してください。

提出先	住所、FAX、MAIL	管轄市町
西部畜産事務所	〒739-0013 東広島市西条御条町 1-15 FAX : 082-424-1826 MAIL njwchikusan@pref.hiroshima.lg.jp	広島市、呉市、竹原市、大竹市、 東広島市、廿日市市、安芸高田市、 江田島市、府中町、海田町、熊野 町、坂町、安芸太田町、北広島町、 大崎上島町
東部畜産事務所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1 FAX : 084-921-1229 MAIL njechikusan@pref.hiroshima.lg.jp	三原市、尾道市、福山市、府中市、 世羅町、神石高原町
北部畜産事務所	〒727-0011 庄原市東本町一丁目 4-1 FAX : 0824-72-7334 MAIL njnchikusan@pref.hiroshima.lg.jp	三次市、庄原市

③ 提出方法

住所地を管轄する畜産事務所に持参、郵送、FAX またはメールで提出してく
ださい。

④ 提出期日

毎年 1 月 31 日までに提出してください。

(届出内容に変更がない場合でも、毎年提出が必要です。)

⑤ 提出時の留意事項

新たに飼育を開始する、前年よりも増群する又は飼育場所を変更する場合
には、近隣の蜜蜂飼育者とよく話し合って、蜂群の設置に支障が無いことを
確認した上で、飼育届を提出してください。

なお、近隣の蜜蜂飼育者等、不明な点等があれば、管轄の県畜産事務所に
御相談ください。

⑥ 記入要領（7ページの記入例参照）

ア ○年 1月 1日現在蜜蜂飼育状況

(ア) 飼育場所は字、番地まで記入してください。

(イ) 1月 1日現在、複数場所で飼育している場合は、飼育場所に「○○市○○町○○番地 ほか○カ所」と記入し、飼育蜂群数には合計の群数を記入してください。

(ウ) 1月 1日現在、飼育蜂群数が 0 群の場合は、飼育場所には飼育予定の住所を記入し、飼育蜂群数は「○月から○群飼育予定」と記入してください。

イ ○年度蜜蜂飼育計画

(ア) 飼育場所は、その年に飼育する全ての場所を記入してください。

(イ) 飼育場所は、字、番地まで記入してください。

(ウ) 飼育予定最大蜂群数は、場所ごとに飼育する予定の最大蜂群数を記入してください。

(エ) 飼育計画は 1月 1日から 12 月 31 日まで途切れることがないように記入してください。

(オ) 転飼許可申請（8ページ以降で説明）を行う場合は、飼育計画と転飼計画が合致するように記入してください。

(カ) ニホンミツバチを飼育する場合は、備考欄にその旨を記入してください。

(キ) 飼育場所が多い場合、飼育計画を別紙として添付してください。

⑦ 届出内容の変更

届出内容に変更があった場合は、速やかに変更届（16ページ）を管轄の畜産事務所へ提出してください。

⑧ 複数個所に飼育届を届出している場合の注意点

複数個所に飼育届を届出している場合、転飼に該当する可能性があります。

詳しくは、住所地を管轄する畜産事務所へお問い合わせください。

記入例

蜜 蜂 飼 育 届

飼育する年の1月31日までに
提出してください。

令和〇年 〇月 〇日

広島県知事様

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 広島市中区基町 10-52

電話番号 082-〇〇〇-〇〇〇〇

氏名又は名称及び代表者氏名 ○○ ○○

養蜂振興法第3条第1項の規定により次のとおり蜜蜂飼育届をします。

複数個所で飼育する場合は、「ほか〇カ所」として、群数は合計を記入してください。

1 令和〇年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数
広島市中区基町〇〇-〇〇	ほか1カ所 10群

2 令和〇年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼 育 予 定 最大蜂群数	飼 育 期 間	備 考
広島市中区基町〇〇-〇〇	5	1月1日から12月31日まで	ニホン ミツバチ
広島市中区基町△△-△△	5	1月1日から12月31日まで	ニホン ミツバチ

飼育場所は番地まで
記入してください。

それぞれの場所で飼育
する予定の最大蜂群数
を記入してください。

ニホンミツバチを飼育する場合は、
備考欄に記載してください。

注意 (1) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

(2) 飼育場所は、字、番地まで記入すること。

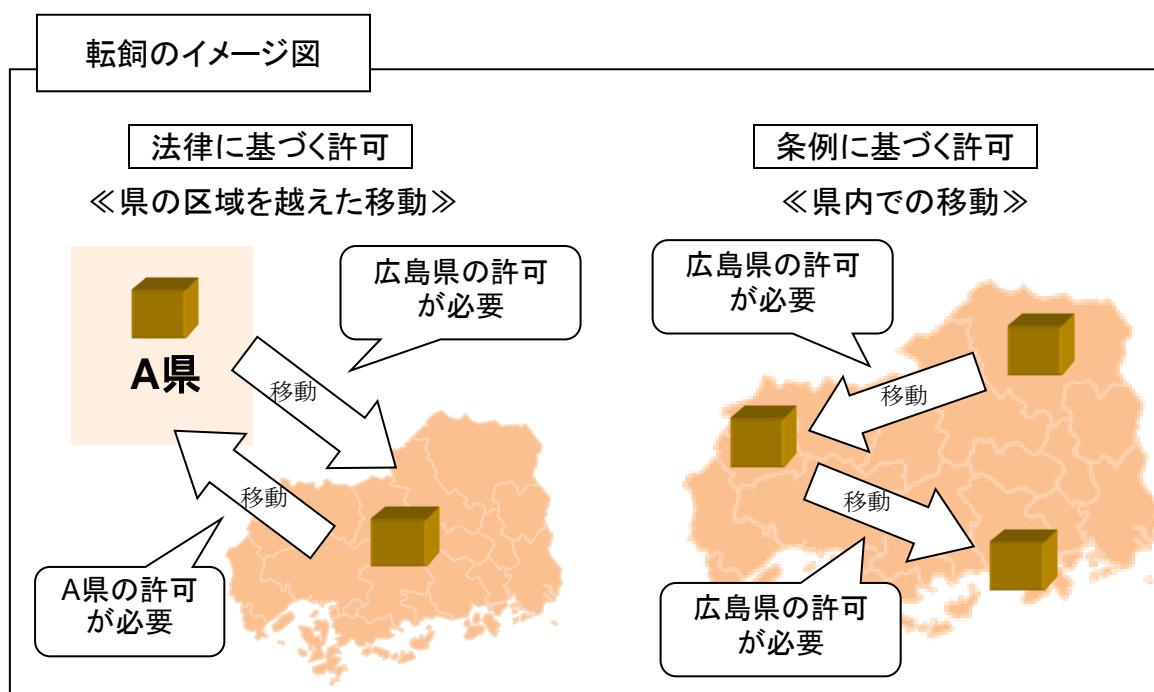
(3) ニホンミツバチを飼育する場合は、備考欄にその旨を記入すること。

(2) 転飼許可

① 定義

「転飼」とは、「採蜜や越冬のために、蜜蜂を移動して飼育すること」をいいます。蜜蜂の転飼を行う場合は、転飼をしようとする場所の都道府県知事の許可を受けなければなりません。（養蜂振興法第4条第1項）

転飼には都道府県の区域を越えた移動の場合と広島県内の移動の場合があり、それぞれ養蜂振興法と広島県みつばち転飼条例に基づく許可が必要です。



② 申請手続

転飼をしようとする場合、転飼を行おうとする前年度の9月30日までに、転飼許可申請書（都道府県の区域を越えた移動の場合 17 ページ、広島県内での移動の場合 18 ページに掲載）に巣箱を設置しようとする土地の所有者又は管理者が押印した土地使用承諾書（19 ページに掲載）を添付して申請を行ってください。申請には手数料が必要です。（1 場所あたり 150 円/群、16 群以上は何群でも 2,300 円）

県は、転飼調整会議で市町や関係者から申請内容に対する意見を聞いて調整した後、許可妥当と認められたものについて許可証を発行します。

転飼調整会議は年1回、転飼を行う前年度の2月から3月にかけて開催しますので、転飼許可申請を行う場合は、あらかじめ管轄の畜産事務所にお問い合わせください。

○ 転飼許可スケジュール

- | | |
|-----------|------------|
| 9月 30 日まで | 転飼許可申請書の提出 |
| 2月中旬 | 地域転飼調整会議 |
| 3月中旬 | 県転飼調整会議 |
| 3月下旬 | 許可証の発行 |

③ 腐蛆（ふそ）病の検査証明

転飼で都道府県の区域を越えて移動しようとする場合は、転飼先の都道府県から腐蛆病に罹していない証明を求められることがあります。移動前に飼育の場所を管轄する家畜保健衛生所（広島県においては畜産事務所）に依頼して腐蛆病の検査を行い、検査証明書の発行を受けてください。

転飼先都道府県によっては、家畜保健衛生所への検査証明書の提出が必要な場合がありますので、転飼先を管轄する家畜保健衛生所の指示に従ってください。

なお、広島県における腐蛆病検査の申請様式を 20 ページに掲載していますので参考にしてください。

3 蜜蜂の飼育にあたっての留意点

(1) マナーを守って飼育しましょう

蜜蜂の飼育によって、蜜蜂に刺されたなどの苦情やふん害などのトラブルが発生しています。蜜蜂を飼育するときは、周辺に十分に配慮し、社会的なマナーを守って事故やトラブルの防止に努めてください。

特に住宅地での飼育は周辺の住民への配慮が必要です。民家や道路の近くには巣箱を置かないようにしましょう。

【苦情の事例】

- 分蜂（巣分かれ）した蜜蜂や、逃げた蜜蜂が敷地や家に入ってきた
- 蜜蜂が近くを飛んでいて怖い
- 蜜蜂のふんで洗濯物や車などを汚された
- 蜜蜂に刺された
- 蜜蜂の巣箱にスズメバチが来て怖い

(2) 蜜蜂の病気に注意し、健康な蜂を飼いましょう

ア 蜜蜂の病気

蜜蜂には、家畜伝染病予防法で定められた疾病があります。

蜜蜂に元気がない、大量に死ぬなど伝染病が疑われる場合には、速やかに最寄りの畜産事務所（家畜保健衛生所）に連絡してください。

家畜伝染病	腐蛆（ふそ）病（アメリカ腐蛆病、ヨーロッパ腐蛆病）
届出伝染病	バロア病、チョーク病、アカリンドニア症、ノゼマ病

イ 腐蛆病の定期検査

県では、腐蛆病の発生予防のため定期検査を行っています。市町あるいは畜産事務所（家畜保健衛生所）から腐蛆病検査の実施について連絡があったときは、蜜蜂の健康を確認するため、検査を受けるようお願いします。検査手数料は、1群あたり60円です。

また、蜜蜂の病気について不明な点があれば、最寄りの畜産事務所（家畜保健衛生所）に相談してください。

ウ 健常な蜂群の維持のために

(ア) 巣箱の定期的内部検査

巣箱内の状況は季節にもよりますが、1週間で大きく変わることがあります。越冬期以外は定期的に巣箱の内部検査（内検）をして、蜜蜂の健康管理（分蜂管理、給餌、清掃）を行い、蜜蜂の健康維持に努めましょう。

(イ) 蜂群の管理記録

投薬や給餌、蜂の健康状態等の記録を残しましょう。

記録が残ることで、培われた経験がデータとして残り、今後の飼養管理の向上に活用することができます。

(ウ) 弱った群への対応

蜜切れ等で弱った群は、給餌や蜂群の合同等を行うことにより回復することができます。

ただし、明らかに病気の疑いのある群は、最寄りの畜産事務所（家畜保健衛生所）へ相談しましょう。

(エ) 蜂具の消毒

蜂具は消毒したものを使うようにしましょう。

蜂具の消毒には、火炎消毒又はグルタルアルデヒド系の消毒剤が有効です。また、病気の疑いがある群を内検した後の蜂具の使い回しは止めましょう。

エ 動物用医薬品の使用等について

現在、日本で承認されている蜜蜂用の医薬品は、アメリカ腐蛆病とバロア病（ミツバチヘギイタダニ）用の薬剤のみです。これらの薬剤は、使用者が遵守すべき基準が定められていますので、用法用量、薬剤を使用できる期間を遵守し、適切に使用しなければなりません。

また、医薬品を使用した場合は、使用記録を付けて保管してください。

日本で承認を受けていない薬剤や、蜜蜂への使用が承認されていない医薬品の使用は、薬事法で禁止されていますので、絶対に行わないでください。

蜂蜜等へ基準値を超えた医薬品の残留が判明した場合、その蜂蜜等の回収・廃棄を生産者で行うこととなり、人で健康被害が発生した場合には、生産者が責任を問われることとなります。

【医薬品の使用記録を付ける内容】

- ①使用年月日 ②使用場所 ③対象動物及び群数 ④薬品名

⑤用法・用量 ⑥出荷（採蜜）可能日

動物用医薬品のデータベースは、農林水産省動物医薬品検査所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/nval/>）に掲載されていますので、参考にしてください。

病気や薬の正しい知識を身につけ、健康な蜜蜂を飼育し、安全な蜂蜜を生産しましょう。

（3）蜂蜜を販売するときは

蜂蜜は食品として食品衛生法の対象となり、農薬や医薬品等が一定基準以上残留したものは流通させることができません。

また、蜂蜜を販売する場合には、養蜂振興法第7条、食品表示法等に基づく適正な表示を行う必要があります。そして、蜂蜜及び蜂蜜を含む食品には、「1歳未満の乳児には与えないでください」と分かりやすく表示してください。1歳未満の赤ちゃんが蜂蜜を食べることによって、乳児ボツリヌス症にかかることがあります。ボツリヌス菌は熱に強いので、通常の加熱や調理では死滅しません。

食品衛生法及び食品表示法に関する事項については、次の機関にお問合せください。

内 容	問合せ先
食品衛生法について 食品表示法について 【衛生に関する事項（添加物、アレルゲン、期限表示など）、保健に関する事項（栄養成分表示、機能性表示など）】	●県保健所（支所） ●広島市、呉市、福山市については各市の保健所 ※各組織の詳しい連絡先は広島県HP「食品表示法に関するお問い合わせは（衛生、保健に関する事項）」を御覧ください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/eisei-eiyou-toiawase.html
食品表示法について 【品質に関する事項（名称、原材料、原産地、内容量など）】	●県農林水産局農業技術課 ●竹原市、庄原市、府中町、海田町、熊野町、坂町以外の市町については、各市町担当課 ※各組織の詳しい連絡先は広島県HP「食品表示法に関するお問い合わせは（原材料、原産地など品質に関する事項）」を御覧ください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/hinshitsutoiawase.html

4 その他

(1) 養蜂に関する問合せ先

問い合わせ先	電話・FAX・MAIL	管轄市町
広島県西部畜産事務所（家畜保健衛生所） 〒739-0013 東広島市西条御条町1-15	電話 082-423-2441 FAX 082-424-1826 MAIL njwchikusan@pref.hiroshima.lg.jp	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町
広島県東部畜産事務所（家畜保健衛生所） 〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	電話 084-921-1311 FAX 084-921-1229 MAIL njechikusan@pref.hiroshima.lg.jp	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町
広島県北部畜産事務所（家畜保健衛生所） 〒727-0011 庄原市東本町一丁目4-1	電話 0824-72-2015 FAX 0824-72-7334 MAIL njnchikusan@pref.hiroshima.lg.jp	三次市、庄原市
県庁農林水産局 畜産課 〒730-8511 広島市中区基町10-52	電話 082-513-3604 (タ"ヤルイノ) FAX 082-228-0396	全域

(2) 参考資料

一般社団法人日本養蜂協会では、養蜂家向けパンフレットを作成しています。次のホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

(一社) 日本養蜂協会 <http://www.beekeeping.or.jp/>

(3) 蜜蜂飼育届・転飼許可に関するQ & A

問1 ニホンミツバチを飼育している場合も、飼育届の提出は必要ですか？

答

養蜂振興法では、セイヨウミツバチとニホンミツバチは区別されていませんので、基本的には必要です。

また、蜂病の防疫対策の観点からも、蜜蜂の種類にかかわらず、届の提出をお願いします。

ただし、野生の巣を観察し採蜜するのみの場合は、「飼育」とみなされないため、飼育届は不要です。

問2 飼育届は何に使用されるのですか？

答

養蜂振興法の目的の範囲内で、次のようなことに使用します。

蜂群の適正配置のための配置調整

健常な蜂群保持のための蜂病の防疫対策 など

問3 飼育届を提出する前に、特に注意することがありますか？

答

飼育届は蜜蜂飼育者から県への、蜜蜂の飼育状況に関する情報提供です。飼育届の提出そのものは許可ではありませんが、養蜂を持続して営むに当たり、地域の蜜源等の状況を勘案しながら、適正に蜂群を配置する必要があります。

このため、新たに飼育を開始する、前年よりも増群する又は飼育場所を変更するといった場合には、近隣の蜜蜂飼育者とよく話し合って、問題が無いことが確認された上で、飼育届を提出してください。

なお、不明な点等がありましたら、管轄の県畜産事務所へ御相談ください。

問4 どういった場合に、転飼許可が必要ですか？

答

転飼とは、「蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育すること」と養蜂振興法で定められています。蜜を探るためだけでなく、越冬のための移動も転飼となります。巣箱を移動しながら飼育することを考えている場合は、事前に畜産事務所に相談して許可が必要かどうか確認してください。

樣 式 集

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

広 島 県 知 事 様

郵 便 番 号

住 所

電 話 番 号

名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第1項の規定により次のとおり蜜蜂飼育届をします。

1 年 1 月 1 日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼育予定 最大蜂群数	飼 育 期 間	備 考
		月 日から 月 日まで	

注意 (1) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

(2) 飼育場所は、字、番地まで記入すること。

(3) ニホンミツバチを飼育する場合は、備考欄にその旨を記入すること。

変更届

年月日

広島県知事様

郵便番号

住所

電話番号

名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第1項の規定による届出事項を次のとおり変更したので同条第3項の規定により届出ます。

変更前の届出事項	
変更した届出事項	
変更の理由	

(養蜂振興法に基づく許可の場合)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号

住 所

通信連絡場所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名

次のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

転飼しようとする場所	左の土地管理者 住所氏名	蜂群数	転飼期間	飼養管理者 住所氏名
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	

注 転飼しようとする場所の欄には、字、番地まで記入すること。

(広島県みつばち転飼条例に基づく許可の場合)

広島県蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

広島県知事様

(〒 ——)

現住所 電話

(〒 ——)

転飼中の 電話

連絡先

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり転飼したいので、広島県みつばち転飼条例第4条の規定により申請します。

転飼しよう とする場所	左の場所の 所有者氏名	転飼ほう 群数	転飼期間	蜜源 の種類
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	

注 転飼しようとする場所の欄には、字、番地まで記入すること。

土 地 使 用 承 諾 書

年 月 日

転飼者 住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 様

郵便番号
土地管理者 住 所
氏 名 印

私の管理する土地を蜜蜂転飼のため次のとおり使用することを承諾いたします。

1 使用土地の所在

2 使用面積

3 使用期間 年 月 日から
 年 月 日まで

(蜂場見取図)

腐蛆病検査申請書

年　月　日

広島県○○家畜保健衛生所長様

申請者住所

申請者氏名

次のとおり、蜜蜂等を県外へ移出したいので、検査をお願いします。

1 所有者住所 :

所有者氏名 :

2 管理者住所 :

管理者氏名 :

3 移出蜂群数及び箱数 : 群 箱

4 移出先 :

5 出発地（駅または港）名 :

6 移動の方法 :

7 移動の経路 :

8 到着地（駅又は港）名 :

9 備考（申請者、所有者、管理者の連絡先等）

○養蜂振興法 (昭和三十年法律第百八十号)

(目的)

第一条 この法律は、養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、蜜蜂の群（以下「蜂群」という。）の配置を適正にする等の措置を講じて、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物の増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「転飼」とは、蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。

(蜜蜂の飼育の届出)

第三条 蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 蜂群数
 - 三 飼育の場所及びその期間
 - 四 その他農林水産省令で定める事項
- 2 前項ただし書の農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、農林水産省令の定めるところにより、その旨を同項の都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところにより、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

(転飼養蜂の規制)

第四条 養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、農林水産省令の定

めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の許可には、転飼の場所、蜂群数その他の事項について条件を付することができる。

(蜜蜂の適切な管理)

第五条 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

2 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(蜜源植物の保護増殖)

第六条 蜜源植物を植栽、除去又は伐採しようとする者は、その目的に反しない限りにおいて、蜜源植物の増大を旨としてこれを行わなければならない。

2 国及び地方公共団体は、蜜源植物の病害虫の防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表示)

第七条 蜂蜜を精製（脱色、脱臭、濃縮又は添加物の添加をいう。以下同じ。）して販売することを業とする者は、蜂蜜を販売するときは、農林水産省令の定めるところにより、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。

2 蜂蜜の販売を業とする者は、容器に前項の規定による表示のある蜂蜜でなければこれを販売してはならない。

(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等)

第八条 都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(報告及び立入検査)

第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の

飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林水産大臣の報告聴取及び勧告)

第十条 農林水産大臣は、養蜂の振興のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、蜜源の状態、蜂群数その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

2 農林水産大臣は、蜂群配置の適正を期するため必要があると認めるときは、転飼養蜂の規制に関し、都道府県知事に勧告をすることができる。

(助成)

第十一條 政府は、養蜂業者に対し、予算の範囲内において、養蜂業の振興のため必要な補助金を交付することができる。

(罰則)

第十二条 第四条第一項又は第七条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 第三条第一項又は第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

○広島県みつばち転飼条例（昭和三十二年一月十日条例第七号）

（目的）

第一条 この条例は、みつばちの転飼について必要な規制を行うことにより、はちみつ及びみつろうの生産を確保し、もつて養蜂業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「転飼」とは、養蜂振興法（昭和三十年法律第百八十号。以下「法」という。）第二条に規定する転飼をいう。

（転飼の許可）

第三条 県の区域内において転飼をしようとする者は、知事が行う転飼の許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。

2 知事は、次の各号に掲げる場合には、許可をしてはならない。

一 転飼しようとする場所の附近のみつ源に対し、みつばちの群（以下「ほう群」という。）が過剰になると認められるとき。

二 みつばちが伝染病にかかっているとき。

三 人畜に被害を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 知事は、許可をするに当つて必要があると認めるときは、転飼期間の短縮、転飼ほう群数の制限、転飼場所の変更その他必要な条件を附することができる。

（許可の申請）

第四条 許可を申請しようとする者は、転飼場所、転飼期間、転飼ほう群数、みつ源の種類その他知事が定める事項を記載した申請書を毎年一月三十一日までに知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めた者は、その期限後において申請することができる。

2 前項の申請書に記載する転飼期間は、その年の四月一日から一年を超えることができない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（転飼の調整等のための措置）

第五条 知事は、みつ源に対する転飼の調整、その他この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、転飼をしている者に対して巣門のへいさ、ほう群の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

（報告又は検査）

第六条 知事は、転飼の状況を調査するため必要があるときは、転飼をしている者からみつ源の状態、ほう群数その他必要な事項に関し、報告を求め、又はその職員に転飼の場所に入り、必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があ

つたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項に規定する検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(許可の取消)

第七条 知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、許可を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申請により許可を受けた者
- 二 第三条第三項の許可の条件に違反した者
- 三 第五条の規定による知事の命令に従わなかつた者
- 四 前条第一項の規定による報告を行わず、又は検査を拒否した者

(手数料)

第八条 許可を申請する者は、一場所につき二千三百円を限度として一蜂群につき百五十円の手数料を納付しなければならない。

2 知事は、学術研究その他公益上必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

3 既納の手数料は、返還しない。

(罰則)

第九条 第三条第一項の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても同項の罰金刑を科する。

(施行規定)

第十条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

家畜伝染病予防法に基づく腐蛆病の検査方針について

平成 25 年 3 月 21 日

令和 4 年 3 月 25 日改正

畜 産 課

1 方針

腐蛆病の発生を予防するため、本県における腐蛆病検査を次のとおり実施する。

2 実施体制

(1) 検査対象

ア 定期検査

養蜂振興法に基づき届出のあった蜜蜂の飼育者（西洋蜜蜂、日本蜜蜂）を対象に、原則として 3 年間で全戸立ち入り、腐蛆病検査を実施する。

イ 転飼に係る随時検査

県外へ転飼する蜜蜂の飼育者から検査依頼があった場合は、随時対応し、腐蛆病の検査証明書を発行する。

また、県内へ転飼してくる蜜蜂の飼育者から家畜保健衛生所に対し、到着した旨の連絡を受けた場合は、出発県で発行された腐蛆病検査証明書を必ず確認する。なお、検査証明書の確認については、FAX、電子メール等の手段を用いて差し支えない。

(2) 検査内容

臨床検査及び細菌検査

3 証明書の発行

県外に転飼する飼育者から腐蛆病検査及び証明書発行を依頼された場合は、別紙「腐蛆病検査申請書」による申請に基づき実施する。

4 その他

(1) 定期検査については、新規届出者を優先的に実施することとし、併せて一般的な衛生指導を実施する。

(2) 定期検査において、蜂蛆の臨床検査が容易にできない場合（分解できない巣箱等）は、蜂群に明らかな異状を認める場合を除き、無理に検査を実施しない。

(3) 異状な蜂群等の確認又は届出があった際は、病性鑑定を実施する。

5 参考資料

改正養蜂振興法の施行に関する Q & A